

アラブ首長国連邦

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はA ルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて 一大使又は総領事の管轄区域はVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通		1 嘱託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間 ※	3箇月		8箇月
VI 大使、総領事の管轄区域	在アラブ首長国連邦日本 国大使	アブダビ首長国	
	在ドバイ日本国総領事	ドバイ首長国、シャルジャ首長国、アジュマーン首 長国、ウンム・ル・カイワイン首長国、ラアス・ル ・ハイマ首長国、フジャイラ首長国	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一路線で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。